

## いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校がいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

### 1 いじめの定義について

法律では次のように定められています

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- ・ 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- ・ 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

【具体的なケース】

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### 2 いじめの対応について

【対応方針】

- ・ 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・ いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

【いじめの解消について】

- ・ いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(目安として3ヵ月以上)
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・ いじめの解消については判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 3 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

(1) 恵み野旭小学校いじめ防止基本方針（概要）※全文は学校 HP を御覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。そのようなことから、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のための対策を講じます。

(2) 恵み野旭小学校いじめ対策組織の役割

いじめ防止対策組織

|        |  |
|--------|--|
| 構成メンバー | 校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、学級担任、担外教諭、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW） |
| 主な活動内容 | アンケート等による情報共有、事実関係の聴取、指導・支援体制の構築、保護者との連携協議                         |

(3) 本校のいじめ防止プログラムの活動

- ①いじめ早期発見チェックリストの作成と職員間での共有（4月）→日常的な未然防止・早期発見の取組
- ②児童アンケートの実施（6月・11月・2月）
- ③保護者アンケートの実施（11月）
- ④生徒指導交流の実施（定例の交流会を年7回・臨時の交流会）
- ⑤保護者・地域との連携（通年）
- ⑥児童会による「いじめ防止」に向けた活動（通年の活動とイベント的な活動）

## 4 ご相談・お問合わせ窓口

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

【担当】 恵み野旭小学校 生活部 連絡先 0123-37-1760（学校代表電話）

【北海道教育委員会の相談窓口】

| 相談窓口           | 電話番号   | 相談時間等                       |
|----------------|--|-----------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター | 0120-388-256   | 毎日 24 時間                    |
|                | (メール) <a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a> |                             |
| 北海道特別支援教育センター  | 011-612-5030   | 祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時 |
|                | (メール) <a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a> |                             |
| 石狩教育局教育相談電話    | 011-221-5297   |                             |